

被災された方が診療に見えた際には 下記の点にご留意ください。

1. 保険証の提示がなくても保険診療ができます

被災により、患者さんが保険証を紛失又は自宅等に残したま避難し、提示できない場合でも、
患者さんの

- ・氏名、生年月日
- ・連絡先(電話番号等)
- ・加入している医療保険者が分かる情報

(被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所又は組合名、後期高齢者医療の場合は住所)を確認し、保険診療として取り扱います。

2. 以下の方々については、平成28年7月末までの 診療等に係る窓口での一部負担金等の支払いを受け 取る必要はありません

以下の(1)(2)の両方に該当する患者さんには、窓口で一部負担金等を受け取る必要はありません。

(1)熊本地震に係る災害救助法の適用地域の住民の方で、次の保険者に加入されている方

- ①熊本県全域の市町村国保及び熊本県後期高齢者医療
- ②協会けんぽ、熊本県内に所在する健保組合等の一部の健康保険組合等
(詳細は、厚生労働省HP「平成28年熊本地震関連情報」における「熊本地震で被災された皆様の医療機関等での受診の際のご負担が猶予されます」で確認できます。)

(2)以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

医療機関は一部負担金等の額も含めた全額を保険請求してください。